

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月12日提出

三浦市長 吉田英男

専 決 処 分 書

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行に伴う三浦市市税条例（昭和49年三浦市条例第6号）の一部改正につき、急施を要するので地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

三浦市市税条例の一部を改正する条例

令和6年3月30日

三浦市長 吉田英男

三浦市市税条例の一部を改正する条例

三浦市市税条例（昭和49年三浦市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の5第1項中「法」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和6年旧法」という。）」に改め、同条第2項から第12項までの規定中「法」を「令和6年旧法」に改め、同条第13項を削り、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第15項を第14項とし、第16項を第15項とする。

附則第4条の7中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改める。

附則第5条の2の見出し中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の附則第4条の5及び第5条の2の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月12日提出

三浦市長 吉田英男

専 決 処 分 書

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）の施行に伴う三浦市国民健康保険税条例（昭和30年三浦市条例第50号）の一部改正につき、急施を要するので地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

三浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和6年3月30日

三浦市長 吉田英男

三浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三浦市国民健康保険税条例（昭和30年三浦市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第25条の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月12日提出

三浦市長 吉田英男

専 決 処 分 書

一般被保険者療養給付事業に係る予算につき、急施を要するので地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

令和5年度三浦市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年3月28日

三浦市長 吉田英男

令和5年度三浦市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度の三浦市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,337千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,677,177千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県支出金		3,890,258	16,337	3,906,595
	1 県補助金	3,890,258	16,337	3,906,595
歳入合計		5,660,840	16,337	5,677,177

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		3,783,274	16,337	3,799,611
	1 療養諸費	3,315,104	16,337	3,331,441
歳出合計		5,660,840	16,337	5,677,177

令和6年度三浦市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度の三浦市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124,082千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,887,759千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

2 債務負担行為の変更は、「第3表の2 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年6月12日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,290,633	2,847	3,293,480
	2 国庫補助金	1,002,844	2,847	1,005,691
15 県支出金		1,094,317	960	1,095,277
	2 県補助金	238,624	960	239,584
18 繰入金		1,111,673	19,975	1,131,648
	1 基金繰入金	1,111,673	19,975	1,131,648
20 諸収入		207,800	3,500	211,300
	5 雑入	109,625	3,500	113,125
21 市債		2,796,446	96,800	2,893,246
	1 市債	2,796,446	96,800	2,893,246
歳入合計		21,763,677	124,082	21,887,759

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,869,127	39,256	5,908,383
	1 総務管理費	5,505,640	39,256	5,544,896
3 民生費		6,704,072	5,448	6,709,520
	2 児童福祉費	1,329,614	3,371	1,332,985
	3 生活保護費	1,485,827	2,077	1,487,904
6 商工費		240,886	2,596	243,482
	1 商工費	240,886	2,596	243,482
7 土木費		2,424,344	70,672	2,495,016
	2 道路橋りょう費	499,808	64,658	564,466
	3 河川費	28,908	4,422	33,330
	4 都市計画費	923,862	1,592	925,454
8 消防費		837,503	5,680	843,183
	1 消防費	837,503	5,680	843,183
9 教育費		904,080	430	904,510
	5 社会教育費	145,936	430	146,366
歳出合計		21,763,677	124,082	21,887,759

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	勤労市民センター運営管理事業	10,538

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
学校給食搬送業務 (学校給食課)	令和7年度から 令和12年度まで	156,043

第 3 表 の 2 債務負担行為補正

(変更)

(単位：千円)

事項	補正前期間	補正後期間
財務会計システム運用管理業務 (財政課)	令和7年度から 令和11年度まで	令和7年度から 令和12年度まで

第 4 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前額	補正後額
市民交流拠点整備事業費	1,346,600	1,379,400
市民交流拠点整備事業(道路整備)費	78,300	142,300

令和6年度三浦市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度の三浦市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,996千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,623,894千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月12日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		2	9,193	9,195
	1 国庫補助金	2	9,193	9,195
5 県支出金		3,859,914	2,803	3,862,717
	1 県補助金	3,859,914	2,803	3,862,717
歳入合計		5,611,898	11,996	5,623,894

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		82,514	11,996	94,510
	1 総務管理費	77,861	11,996	89,857
歳出合計		5,611,898	11,996	5,623,894

三浦市図書館設置条例等の一部を改正する条例

(三浦市図書館設置条例の一部改正)

第1条 三浦市図書館設置条例(昭和30年三浦市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の表三浦市図書館南下浦分館の項中「三浦市南下浦町上宮田3274番地1」を「三浦市南下浦町上宮田3258番地4」に改める。

(三浦市役所出張所設置条例の一部改正)

第2条 三浦市役所出張所設置条例(昭和34年三浦市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の表三浦市役所南下浦出張所の項中「三浦市南下浦町上宮田3274番地1」を「三浦市南下浦町上宮田3258番地4」に改める。

(三浦市地域優良賃貸住宅の設置、管理等に関する条例の一部改正)

第3条 三浦市地域優良賃貸住宅の設置、管理等に関する条例(令和4年三浦市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表三浦市子育て賃貸住宅の項中「三浦市南下浦町上宮田3274番地1」を「三浦市南下浦町上宮田3258番地4」に改める。

(三浦市南下浦コミュニティセンター条例の一部改正)

第4条 三浦市南下浦コミュニティセンター条例(令和4年三浦市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「三浦市南下浦町上宮田3274番地1」を「三浦市南下浦町上宮田3258番地4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月21日提出

三浦市長 吉 田 英 男

議案第31号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市南下浦町上宮田 [REDACTED]
- 2 氏 名 松 原 隆 文
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和6年6月21日提出

三浦市長 吉 田 英 男

諮問第1号
令和6年6月21日

三浦市議会議長 出口真琴様

三浦市長 吉田英男

人権擁護委員の推薦について（諮問）

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦したいので、貴議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
三浦市南下浦町上宮田 [REDACTED] [REDACTED]	曾 根 崇 子	[REDACTED]
三浦市三崎町小網代 [REDACTED]	渋谷 博 子	[REDACTED]